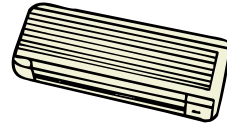
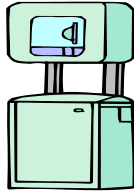
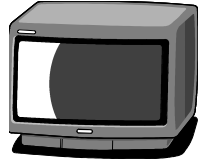
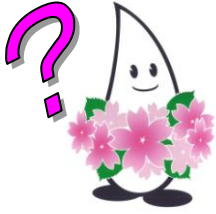


処分したい家電リサイクル法対象機器は どうしたらいいの？



新製品を購入しますか？

いいえ

はい

購入時にそのお店に引き取ってもらおう。

(リサイクル料金のほかに運搬費がかかる場合があります)

処分したい機器を購入したお店に引取りを依頼しますか？

いいえ

はい

購入したお店に引き取ってもらおう。

(リサイクル料金のほかに運搬費がかかる場合があります)

郵便局でリサイクル料金をお振込みください。

自分で搬入できますか？

いいえ

はい

一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。

許可業者は生活環境課へお問い合わせいただくか、市のホームページからも確認できます。《別途収集運搬費がかかります》

近くにある指定引取場所

(株) キ タ ニ
福島 320 番地 1
☎ 7 2 - 3 3 4 0

(有) 丸 伝 運 送
駒ヶ根営業所
駒ヶ根市赤穂 330 番地 26
☎ 9 8 - 0 0 8 0



お問合せ先

生活環境課 環境衛生係

☎ 78 - 4111 (2214・2215)

* リサイクル料金は、機器やサイズにより定められています。メーカー名、サイズを確認して郵便局でお振込みください。